

# 「宇治市子どもの権利条例案」の概要

## 前文では、

国連「子どもの権利に関する条約」の精神をふまえ、子どもの権利を全面的に保障するまちをめぐして「宇治市子どもの権利条例」を制定することを掲げます。

すべての子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえのない存在です。大人と同じ一人の人間として、その権利が尊重され、すこやかに成長することが保障されます。

子どもは、個性や一人一人の違いを認められ、大切にされます。子どもは、障がいがあったも、性別や国籍などの違いがあったも、幸せに育つことができます。子どもは、ひとしく学び、ゆたかに育つことができます。

子どもは、現在の社会の一員として、また未来の担い手として、まちづくりに参加することができます。―など。

## 第一章 総則（第1条～第4条）

### 目的で、

条例が、子どもの権利、権利の保障、権利の侵害からの救済、市の施策の推進、権利の保障状況の検証について定め、子どもの最善の利益を確保することを目的とするものであることを明記します。

的とするものであることを明記します。

### 定義

本条例の「子ども」とは、市にかかわる18歳未満の人、ただしこれらの人と等しく子どもの権利を持つことが適当の認められる人も含みます。―など用語の定義をします。

### 市、親、施設関係者、地域社会、事業者、子どもの責務

子どもの権利を守り、保障するために、それぞれの責務を明記します。

市の責務として、子どもの権利を保障し、あらゆる施策を通じてその保障に努め、子どもを健全に育成する環境の整備に努めなければならぬなど、明記します。

子どもの責務については、権利の主体として尊重されることと同時に、互いが権利を持つていること、権利に伴う責任があることなどを明記します。

## 第二章 人間として生きるために必要な子どもの権利（第5条～第1条）

1

子どもの権利を大きく7つに分け、33項目の子どもの権利を掲げます。

・安心して生きる権利―虐待、体罰、

いじめを受けぬなど。

・ありのままの自分でいる権利―個性や他人との違いが認められるなど。

・自分を豊かにする権利―平等に教育が受けられるなど、

・意見を表明し、参加する権利―自分の意見を表明し、その意見が尊重されるなど。

・自分で決める権利―自分に関することを決めるとき、適切な支援や助言が受けられるなど。

・権利の侵害から守り、守られる権利―自分を回復するために、適切でふさわしい場与えられるなど。

・個別の必要に応じて支援を受ける権利―障がいのある子どもが、尊厳を持ち、自立し、社会への積極的な参加が図られることなど。

## 第三章 家庭、育ち・学びの施設、地域における子どもの権利の保障（第2条～第4条）

1

子どもが育つ家庭や学校、地域で、子どもの権利を保障するこ

とを求めます。

・親などは、虐待や体罰を行ってはなりません。学びの場である施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません―などです。

## 第四章 子どもの権利侵害に関する相談と救済（第5条）

1

子どもの権利侵害が起こったとき、子ども、親などは市に対し、救済を求めることができ、市は、相談や救済のための窓口を置かなければなりません―など。

## 第五章 子どもの参加（第6条）

1

市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするため、「宇治市子ども会議」を開催します―など。

## 第六章 子どもの権利に関する施策の推進（第7条～第0条）

1

2

市は、「子どもの権利に関する推進計画」を策定します。市は、子どもの権利委員会に、施策の推進について意見を聞きます―など。

